

# “こんなとき” は、役場に届出が必要です

各種届出は、各総合支所・出張所で手続き  
できます。詳しくはお問い合わせください。  
☎健康増進課 医療保険班 ☎ 73-5502

“こんなとき”	手続きに必要なもの（欄外下の■を併せてご確認ください）	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書（オンラインによる転出届の場合 は不要）	転出証明書（オンラインによる転出届の場合 は不要）・負担区分証明書等（前住所地 で申請し交付を受けた場合）
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	健康保険の資格喪失証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・事故証明（交通事故の場合）	
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	
一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未 満の方で、医療保険の変更手続きを するとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書 等障害の程度を確認できる書類・保険証  国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証

■手続きに必要なもの（共通）…マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証等の身分証明書）

※代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものもお持ちください。

## 水道メーターの定期交換を実施します

水道メーターは、計量法によって使  
用有効期間が8年と定められています。  
町では、有効期間を迎える水道メーター  
等の定期交換を無料で行います。（※全  
てのメーターを交換する訳ではありません）

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ■交換作業実施業者

町が委託した「町指定給水装置工事  
事業者」

### ■交換作業実施期間

4月中旬～8月下旬

### △ご注意ください

※定期交換により代金を請求するこ  
とは絶対ありません。

※委託業者は、町が発行した「証明  
書」を携帯しています。

### ■メーター交換時のお願い

- (1) 水道メーター交換のため、敷地内に  
入らせていただきます。
- (2) 不在でも、屋外にある水道メーター  
を交換させていただく場合があります。ま  
すので、予めご了承ください。
- (3) 犬は、出入口やメーターボックスから  
離れたところにつないでください。

(4) メーターボックスの上や周りには物  
を置かないでください。

(5) メーターボックスの中に水や泥が入  
らないようにしておいてください。

(6) 水道メーター交換作業は、細心の注意  
を払って行いますが、まれに空気が入  
ることや濁り水が発生する場合があります。

交換作業後は、水を使用する前  
に浄水器や混合水栓などが付いていな  
い蛇口を開けて、水道管内の空気や水  
を少し流してからご使用ください。



### ■メーター検針についてのお願い

東和・橘地区は奇数月、久賀・大島  
地区は偶数月の月上旬に、検針員による  
メーター検針を行っていますが、円滑  
な検針作業を行うため、前記(3)～(5)に  
ご配慮をお願いします。

### ■問い合わせ

水道課管理班  
☎ 0820 (79) 1011